

# 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣協力金

## 目的

医療従事者の確保が困難な三重県内において、新型コロナワクチン接種体制を強化するため、ワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣する時間外・休日の医療機関に対して協力金を支給します。

## 支給対象

新型コロナワクチン接種を行う集団接種会場（※1）へ医療従事者（※2）を派遣した**時間外・休日の医療機関**（※3）

- ※1 集団接種会場とは、菰野町が主体となって運営している接種会場をいいます。
- ※2 医療従事者とは、医師、看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師をいいます。（薬剤師、事務職員は含みません。）
- ※3 医療機関とは、病院及び診療所（歯科を含む）をいいます。大学は支給対象となりません。

## 支給対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 支給額

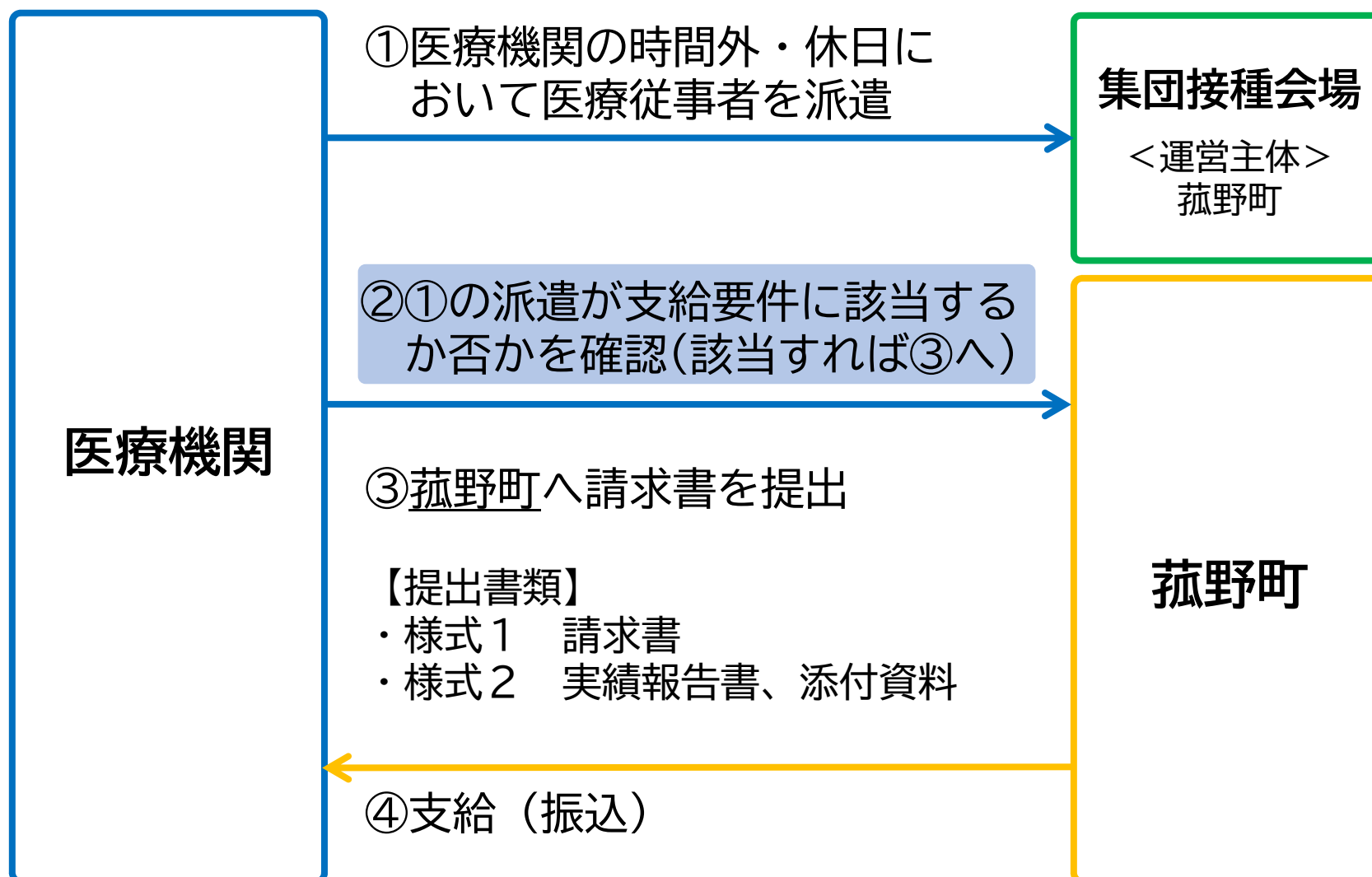
**以下の単価 × ワクチン接種業務に従事した時間※ = 算出された額の合計額**

- ・ 医師 1人1時間当たり7,550円（税込）
- ・ 医師以外 1人1時間当たり2,760円（税込）

※医療従事者の派遣を行った医療機関が「時間外・休日」の場合に限ります。

# 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣協力金

## 協力金支給までの流れ



# 支給要件（1）

**支給要件は、次の要件をすべて満たした医療従事者（※）の派遣を行った医療機関（※）となります。**

※医療従事者とは、医師、看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師をいいます（薬剤師、事務職員は含みません。）。

※医療機関とは、病院及び診療所（歯科診療所を含みます。）をいいます。

なお、大学は支給対象となりません。

また、医療機関が支給対象となるため、医療機関に属していないフリーの医師や看護師（個人）は支給対象となりません。

**（1）医療機関（以下「派遣元医療機関」という。）からの派遣であること。**

- ・医療従事者の派遣は、医療機関からの派遣命令等に基づく必要があります。このため、個人として集団会場へ行った場合は、支給対象となりません。
- ・医師が1人しかいない医療機関（医師＝事業主）の場合も、医療機関からの派遣として整理しているのであれば支給対象となります。

**（2）（1）の派遣先は、菰野町が運営する新型コロナワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を行う集団接種会場であること。**

- ・集団接種会場とは、菰野町が主体となって運営している接種会場となります。このため、医療機関が主体となって運営している接種会場の場合は、支給対象となりません。

**（3）（2）の集団接種会場において、ワクチン接種業務に従事した時間は、派遣元医療機関の時間外・休日であること。（次ページへ）**

## 支給要件（2）

（3）（2）の集団接種会場において、**ワクチン接種業務に従事した時間は、派遣元医療機関の時間外・休日**であること。

### ①「ワクチン接種業務に従事した時間」とは

- ・ワクチン接種業務として、予診、応急対応、接種や経過観察、薬剤充填に従事した時間のほか、準備や後片付けも従事した時間となります。  
ただし、休憩時間や移動時間はワクチン接種業務に従事した時間となりません。

### ②「時間外・休日」とは

- ・派遣元医療機関の「時間外・休日（以下のとおり）」において、①のワクチン接種業務に従事した時間が支給対象となります。  
なお、派遣される医療従事者が勤務シフト外であることをもって支給対象となるものではありません。

時間外	休日
当該医療機関が表示する診療時間以外の時間  なお、 <u>休診として予め表示した診療日や診療時間については、「時間外」となります。</u>	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日 なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱います。 また、 <u>上記に診療時間を割り当てている場合においても、終日休日となります。</u>

（参考）当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日について、ワクチン接種対策費負担金では「休日」として取り扱っていますが、この協力金では「時間外」として取り扱っています。

# 支給額

支給額は、以下の算式により算出された額の合計額となります。

➤ (1) 又は (2) の単価 × ワクチン接種業務に従事した時間※

※派遣元医療機関が「時間外・休日」の場合に限ります。

## 支給額の算出方法

支給対象分とは、派遣元医療機関の「時間外・休日」において、ワクチン接種業務に従事した時間となります。

### (1) 医師

1人1時間あたり

7,550円  
(税込)

×

4/1～12/4までの  
期間における派遣分

ワクチン接種業務に  
従事した時間  
(支給対象分に限ります)

=

算出された金額

### (2) 医師以外※

1人1時間あたり

2,760円  
(税込)

×

4/1～12/4までの  
期間における派遣分

ワクチン接種業務  
に従事した時間  
(支給対象分に限ります)

=

算出された金額

+

支給額

7

※医師以外とは、看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師をいいます。